

第3号様式（第7条関係）

貸与料金の算定根拠明細書

船橋市長 あて

リース事業者 住 所
 名 称
 代表者職・氏名
 電 話 番 号

印

リース先 住 所
 氏 名
 電 話 番 号

印

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違이ありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違がないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		船橋市の 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) (a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) (d) - (e))

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 船橋市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。
リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。